

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成27年9月29日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 志賀 稔宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（8月実施分）
- 2 監査の対象 財政課、税務課、除染対策課、農地除染課
新エネルギー推進課、文化スポーツ課
- 3 監査の範囲 平成26年4月から平成27年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成27年8月24日、25日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、次のとおり一部に指摘事項が認められた。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

1. 施設使用料の徴収漏れについて（浮舟文化会館）

南相馬市生涯学習センター条例第8条の規定では、使用者は施設使用料を前納しなければならないことが定められているが、小高生涯学習センター「浮舟文化会館」の施設使用料においては、徴収漏れがあった。

その他、収入事務に関しては、使用許可申請書の記載不備や収入に係る証拠書類の紛失等全般的に不適切な事務処理が散見された。改めて事務の見直し、内部チェック体制の強化を図られたい。
(文化スポーツ課)